



就学支援金について

高校は小中学校と違い、義務教育ではないために「授業料」が発生します。公立高校では年額11万8800円の授業料が発生し、私立では44万円近く（令和3年度平均値）の授業料が発生します。

現在、義務教育終了後も学びを続けようとする子どもを支援するため、上記の負担を極力0円に近づけようと、国や兵庫県は「高校の実質無償化」を進めています。今回の進路通信ではこの就学支援金の制度について扱おうと思います。

国の就学支援金制度

国・兵庫県ともに、就学支援金制度の対象は家族構成や働いている人の数によって変動します。国は支給額の例として、以下のような目安を示しています。

支給額は、以下のとおりです。

(1)公立学校に通う生徒：

公立高校授業料相当額（年額11万8,800円）

国公立高校は授業料負担が実質0円になります。

(2)私立学校等に通う生徒：

右図のとおり、所得に応じ支給額は変わります。

※ 所得の判定基準は、道府県民税所得割と市町村民税所得割の合算額です。

右図の「年収目安」は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安であり、家族の人数や年齢、働いている人の人数等で、実際に対象となる年収は変わるのでご注意ください。

全日制高校の場合の支給額 ※定時制・通信制の場合、支給額が異なります。

支給額

39万6,000円

11万8,800円
(基準額)

私立学校等の場合、
所得に応じて加算
※各学校の授業料との差額は、
各世帯で負担。

所得判定基準

道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額
257,500円 507,000円
(590万円) (910万円) (年収目安※)

※文部科学省「高等学校等学校等就学支援金手続きリーフレット」

両親・高校生・中学生の4人家族であり、両親の一方が働いている家庭の場合、年収が910万円以下であれば、支援の対象となります。公立高校に通っている場合は、実質無償で学校に通えるようになります。これは年収910万円以下であれば全家庭一律です。

一方、私立高校に通っている場合、前述の家族構成であり、年収が590万円以下であれば27万7200円が増額され、合計39万6000円の支援を得ることができます。兵庫県の私立高校の平均授業料は43万3672円（令和3年度）ですので、大半を支援金で補うことができる計算になります。なお、年収が590万円以上910万円以下の場合は、公立高校と同じ11万8800円の支援となります。

兵庫県の就学支援金制度

国の示した 39 万 6000 円という額は、制度の検討が行われた際に示された全国の私立高校の平均授業料がもとになっています（なお、令和 3 年度の全国平均は 44 万 1101 円）。そのため、兵庫県の平均値とは若干差があります。

そこで、兵庫県はその差を埋めるために独自の就学支援金制度を設けています。

令和 4 年度 県内私立全日制高等学校生の金額です。

世帯年収目安（※1） （保護者の合算）	授業料に対する支援			授業料以外に対する支援
	1 国の就学支援金	2 県の授業料軽減補助	合計（※2）	3 奨学給付金（※3）
年収 270 万円未満程度	396,000 円	12,000 円	408,000 円	52,600 円～152,000 円
年収 270 万～590 万円程度	396,000 円	12,000 円	408,000 円	—
年収 590 万～730 万円程度	118,800 円	100,000 円	218,800 円	—
年収 730 万～910 万円程度	118,800 円	50,000 円	168,800 円	—

※1 両親・高校生・中学生の 4 人家族で、両親の一方が働いている場合の目安です。家庭の状況（家族構成等）で大きく異なる場合があります。所得判定基準の確認方法は、裏面を参照してください。

※2 授業料に対する支援は、授業料額が上限となります。

また、年度の途中で転退学した場合、在籍月数による支援額となります。

【モデル事例：年間の納付金*（授業料（408,000 円以上）+施設整備費等）が 500,000 円の場合】

92,000 円

年収 590 万円程度まで

国+県の補助（408,000 円）

保護者負担

年収 590 万～730 万円程度まで

国+県の補助（218,800 円）

保護者負担（281,200 円）

年収 730 万～910 万円程度まで

国+県の補助（168,800 円）

保護者負担（331,200 円）

※年間の納付金は学校により異なります。別途、入学時納付金（平均 30 万円程度）が必要です。

※兵庫県「就学支援制度のご案内」

就学支援金制度の注意点

国・兵庫県ともに、就学支援金は高校に対して支払われます。そのため、各家庭に給付されるものではないことに注意してください。また、申請は国も兵庫県も高校入学後です。そのため、学校によっては初年度の授業料を一時的に支払う必要があります（後に還付）。

また、支援金は授業料に対してのみであり、入学金や制服などの諸費用は各家庭の実費で支払う必要があります（年収が一定以下の家庭は奨学給付金によって補うこともできます（要申請））。

※参考資料 兵庫県内の私立高校の入学金・年間授業料の例※

	入学金	年間授業料
A 高等学校	200,000 円	420,000 円
B 高等学校	330,000 円	480,000 円
C 高等学校	150,000 円	408,000 円